

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
CISPR B 作業班(第 14 回)議事概要(案)

1 日時

平成 29 年 11 月 22 日(水) 14:00～

2 場所

総務省 地 2 階 第 1、第 2 会議室

3 出席者(敬称略)

構 成 員：清水主任、川崎主任代理、塚原主任代理、吉岡主任代理、相川構成員、井上構成員、尾崎構成員、木下構成員、栗原構成員、小玉構成員、杉山構成員、田島構成員、野本構成員、橋本構成員、林構成員、平野構成員、福地構成員、山本構成員

関 係 者：中田関係者

事務局(総務省)：谷口電波監視官、柴田電磁障害係長、清水官

4 配付資料

- 資料 14-1 CISPR B 作業班(第 13 回)議事要旨(案)
- 資料 14-2-1 電波利用環境委員会報告概要(案)(B 小委員会関連)
- 資料 14-2-2 電波利用環境委員会報告(案)(B 小委員会関連)
- 資料 14-3-1 CISPR ウラジオストック会議 B 小委員会 全体会議 審議結果(案)
- 資料 14-3-2 CISPR ウラジオストック会議 WG1 審議結果(案)
- 資料 14-3-3 CISPR ウラジオストック会議 WG2 審議結果(案)
- 参考資料 14-1 CISPR ウラジオストック会議 日報集
- 参考資料 14-2 CISPR B 作業班 構成員名簿

5 議事

(1) CISPR ウラジオストック会議 B 小委員会関連審議結果について【資料 14-3-1】

清水主任より、資料 14-3-1 に基づき説明が行われ、以下の指摘があった。

吉岡主任代理：無線装置を CISPR11 の中に適用追加に関する提案が B の議長から有り、運営委員会にて協議の上、後日の運営会議にて DC 文書を出すというのが決まった認識である。また、測定場所の要求の件について B の議長より、アドホックグループ 5 を新しく設立することについての提案が有った。おおむね賛成であるが、製品委員会(TC82)でも特に太陽光について具体的に審議を始めているので、そちらは別に審議を進める点について意見をさせて頂いた。

(2) CISPR ウラジオストック会議 WG1 審議結果【資料 14-3-2】

吉岡主任代理より、資料 14-3-2 に基づき説明が行われ、以下の質疑応答があった。

吉岡主任代理：WPTAAD の提案について、“locally”の定義について新たに決めるのかという質問をさせて頂いたところ、現行の ISM 装置の定義の下に、“locally”に関する注釈を記載して修正し、WPTAAD を CISPR11 の適用範囲に加えた意見照会文書を発行することとなった。

田島構成員：16-2-3 放射妨害波測定法について、3 m、5 m で測定した中型や大型の装置のデータがあれば共有頂きたい。

吉岡主任代理：データ収集に関しては、JEITA に許容値を決めるため共有を頂きたい内容の文書を出していただくのが一番早い確認方法であるという認識である。

塚原主任代理：大型バス等、大きなものについては、試験場で試験できないということで、日本での事前検討会を作っていたきたい。

清水主任：規格に個々の機器が合っているかの問題と、型式試験としてのデータとして合っているかというのは別問題なので、検討会を作って議論が必要な認識である。検討会にて事前に準備をして進める形で問題は無いだろうか。医療等や電気自動車用 WPT に関してはもう進められるので、話を具体的に今後していき、大型バス等、検討が遅れている議論については、対応を分ける提案を想定している。

(3) CISPR ウラジオストック会議 WG2 審議結果【資料 14-3-3】

資料 14-3-3 についての説明が行われ、以下の質疑応答があった。

事務局：新たに設置されるアドホックグループに参加する方は現時点 5 名で、正式に誰が出るかについては、DC 文書が回付された際に登録となるという認識で相違は無いか。

川崎主任代理：相違は無い。

事務局：承知した。DC 文書が届き次第ご検討をお願いしたい。

(4) 電波利用環境委員会報告書（案）について【資料 14-2-2】

清水主任より、資料 14-2-2 に基づき説明が行われ、以下の質疑応答があった。

塚原主任代理：資料 14-2-2 の審議結果の箇所に WPT についてなど今後についての記載を追記するべきではないか。

事務局：主任に御相談し追記検討を実施の上、修正案の共有することとしたい。

井上構成員：久保田氏の 1906 受賞の話は記載の予定は有るのか。

吉岡主任代理：審議結果の箇所に記載してはどうか。

事務局：主任に御相談し具体的な追記箇所を検討し、修正を実施することとしたい。

(5) その他

清水主任：CDV への回答期限が近づいている案件でメール審議されている件について確認させて頂きたい。

林構成員：本件については、賛成か反対かという回答を求められている。

井上構成員：特に、メール審議の 2 番目のテクニカル修正入れるものの、賛成という方向では、修正したい箇所を修正できずに賛成となるようなワーストケースも想定される。

吉岡主任代理：一方で、反対としてしまうと、議論を止めてしまうといった解釈とも捉えられる。ど

ういう形にせよ、何らかの形で日本が折れないと議論が先に進まない懸念は持っている。

事務局 : 現在までの経過を御説明したい。まず、5月の韓国の中間会合への我が国の対処方針では、更に検討が必要な事項があるため、セカンド CD の発行を求めることとしていたが、5月の中間会合で、B 小委員会議長より、審議事項はあるものの、CDV にしないと各国が十分に検討してコメントしない可能性が高いので、CDV 発行に日本も同意して欲しいとの提案があった。日本から、CDV が発行され否決された場合でもプロジェクトとして期限切れにならないか質問したところ、B 小委員会議長からは、その場合はセカンド CDV 等を出せるので大丈夫だとの説明であった。そこで、中間会合に参加している久保田アドホックリーダーを始め関係者と相談した上で、CDV とすることに日本も同意することとしたという経緯があることを付言させて頂きたい。一方で、井上構成員のような見解もあることから、CDV に必ず反対投票を投じることを決定していた状況ではないことから、どのようにすべきかをご議論頂きたいと考えている。

吉岡主任代理 : もし賛成とした場合には、テクニカルな修正を求めることとの矛盾が生じてしまう。最悪のシナリオは、賛成になってしまうと、ISO の中ではテクニカル修正等が認められなくなる。

清水主任 : 日本はアドホックグループのリーダーであることから、反対が出来ないのではないかという話になってしまう。

事務局 : 反対投票するが、条件付の賛成と回答させて頂く案はどうか。

清水主任 : 賛成するための条件というのはそんなに厳しいものなのか。

事務局 : 日本では、79-90kHz の周波数帯に関しては問題ない認識であるが、他の部分で電波時計や放送波への影響について懸念があるという検討状況であると認識している。

清水主任 : 周波数について、85 kHz 以外の周波数帯で 15dB 緩和してはならないということについてのエビデンスは有るのか。

事務局 : 緩和してはならないというエビデンスがあるというより、15dB 緩和した場合の共用検討がなされていないという状況である。

清水主任 : それであれば、このメンバーで賛成に異論が有るか無いかの認識であるので、メール審議の結果で決めるしかないのではないか。

吉岡主任代理 : 1つの提案として CDV を 2 つに分けて、注釈を入れるか、入れないかの CDV を別に投票して頂き、現況の残っているものについては賛成だが、まず反対として、CDV を 2 つに分けて頂けるなら条件付の賛成としてはどうか。

清水主任 : スマートな提案であると思う。影響を受ける側の方は問題無いだろうか。放送ではどうか。

橋本構成員 : 問題ない認識である。

清水主任 : それでは一部反対投票という形で、135 kHz 帯のことは、再度、CDV に分けて投票するということが認められれば、その他の部分はイエスであるというやり方で回答することとしたい。

事務局 : 御議論を踏まえ、アドホックグループリーダーの久保田氏にも御相談して、CDV の分け方について案を作成いただき、メール審議を行うこととしたい。次に、メール審議の

中で出ていた限度値の根拠の Annex をつけるか、つけないかということについて御議論いただきたい。短いものを入れれば、規格として大部にならず、各国が規格導入を検討するときに必要な情報を得られるという考えがある。

- 清水主任 : Annex は不要であると考える。規格文書として規格だけが載っているというのが信頼性を得るのに最も良い方法である認識である。
- 吉岡主任代理 : CISPR Hにて、限度値の根拠に関する TR を出すことが決まったので、それに従うべきではないか。技術的な根拠は無い認識である。
- 事務局 : Rationale という根拠がないと、各国で CISPR の限度値を導入するとき、それが妥当なのかどうかを確認できず問題になることはないか。
- 吉岡主任代理 : IEC の WEB に CDV、CD、ワーキングドラフト、INF 文書、CDV に関する CC も確認でき、それが Rationale である認識である。Rationale が必要なのは WPT で、CISPR11 全体では必要ない認識である。
- 事務局 : それらの CDV や CD は非公開の文書であるが、問題はないか。
- 清水主任 : TR でやるという提案をすれば良いのではないか。
- 事務局 : 本日不在の構成員より、Annex が必要と回答を頂いている意見を御紹介すると、スマートキー、イモビライザーという記載が入っており、10m 範囲内にあるないという条件を解釈するためには、技術的根拠の文書が必要であるとの意見を出されている。
- 清水主任 : その内容であれば、重要なところに関して、コメントノートを入れてくれという働きかけをすることで協議するレベルで検討したい。
- 吉岡主任代理 : 本日決議しないといけないのは、JP8 というコメントを削るか削らないかということであるとの認識である。CDV の内容で良いかと聞かれているのに対して、Rationale を追加する話になってしまっている。
- 清水主任 : コメントノートを入れる対応について、TR が残ることが非常に大事だということ、それから本文の中にコメントノートを入れてもらうということで、実際のセンシティブデバイスも障害が起こらなく、条件について決める根拠になるので、問題はないという認識である。コメントノートを入れる対応について B 作業班で決めたことは、B 作業班で承認が得られたら完了という認識で相違は無いか。
- 事務局 : 本件については、CDV なので電波利用環境委員会でのメール審議も必要。
- 清水主任 : 承知した。事務局の方で久保田氏と審議結果を踏まえて審議頂き、決定決議事項についてメールで回付を頂いたものを B 作業班構成員ご確認頂き、強い異議がなければ、B 作業班の決議事項としてその回答案を電波利用環境委員会へメール審議することとしたい。
- 事務局 : 今後の予定については、本日の審議結果を受けて、修正した資料を、事務局より回付する。投票日が 12 月 1 日になっているので、期間の短い照会となるが確認をお願いしたい。